

個人所得に係る主な税制改正の概要

平成30年度（29年分）以降の適用分

1 給与所得控除の見直し（上限の引き下げ）

給与所得控除の上限額が、下記のとおり引き下げられます。

適用時期	現行 平成26～28年度 (平成25～27年分)	平成29年度 (平成28年分)	平成30年度 (平成29年分)
上限額が適用される給与 収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

2 セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品うち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用（年間の購入費が1万2千円を超える分）について所得控除を受けることができることとなりました。

※この特例を受ける場合には、従来の医療費控除を受けることはできません。いずれか一方を選択し控除の適用を受けることになります。

適用期間

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間

適用要件とされる「健康の保持増進及び疾病の予防への取組」（一定の取組）

- (1) 特定健康診査（メタボ健診）
- (2) 予防接種
- (3) 定期健康診断（事業主健診）
- (4) 健康診査（人間ドック等）
- (5) がん検診

※申告の際には、健診等もしくは予防接種を受けた「一定の取組」の書類が必要です。

（例）お勤め先での定期健康診断の結果表やインフルエンザ予防接種の領収書など。

※健診等や予防接種の費用は、控除の対象にはなりません。

スイッチOTC医薬品とは

医師の処方せんなしで購入できる医療用医薬品の成分を含む市販の医薬品です。

（例）かぜ薬、胃腸薬、鼻炎薬、解熱鎮痛剤、関節痛などの貼付薬など

※申告の際には、医薬品名、購入金額、当該医薬品がセルフメディケーション税制対象商品である表示、販売店名、購入日等が明記されたレシートや領収書等が必要です。一定の取組の書類と一緒に保管してください。

3 医療費控除・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の申告時における「明細書」の添付の義務化

医療費控除や医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）のいずれかの適用を受ける方は、領収書に代わり「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととなりました。また、明細書を添付された分の領収書は5年間ご自宅での保存が必要です。

適用の時期

（所得税）平成29年分の確定申告から

（市民税・県民税）平成30年度の市民税・県民税申告から

経過措置

（所得税）平成29年分～平成31年分までの確定申告については従来どおり、領収書等の添付または提示によることができます。

（市民税・県民税）平成30年度～平成32年度までの市民税・県民税の申告については、従来どおり、領収書等の提示によることができます。